

庁内検討会への意見照会結果及び対応状況

第5回推進委員会
令和5年11月17日（金）
資料5

ページ	意見等	修正前	修正後
8	<p>●佐倉市健康増進計画の概要の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7ページの「佐倉市総合計画」の標記が中期基本計画の計画期間となっていることから、混同しないよう計画期間を削除する。 ・「健康さくら21（第3次）」策定に伴い、見直しを行い、修正をする。（国の「健やか親子21」から「成育医療等基本方針」に改訂されたことに伴う変更、「自殺対策計画」の記載方法変更、「歯科口腔保健基本計画」の追記） 	<p>「第5次佐倉市総合計画（令和2年度～令和13年度）」に基づき、市民の健康づくりや健やかな親子づくりを進めるための、具体的な考え方や取り組み方法を示した計画。また、国の健康増進計画である「健康日本21」、母子保健の推進計画である「健やか親子21」とも整合性を保ち、それぞれの計画の趣旨を踏まえつつ、佐倉市の地域性を尊重した計画。</p> <p>平成28年3月には、自殺対策基本法が改正され、自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられたことから、これまで心の健康対策を推進してきた経過を踏まえ、自殺対策計画を策定し、一体の計画とした。</p>	<p>「第5次佐倉市総合計画」に基づき、市民の健康づくりや健やかな親子づくりを進めるための、具体的な考え方や取り組み方法を示した計画である。</p> <p>また、国の健康増進計画である「健康日本21」、母子保健分野を含む「成育医療等基本方針」、自殺対策基本法に基づく「自殺対策計画」、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づく「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」とも整合性を保ち、それぞれの計画・方針等の趣旨を踏まえ、4つの健康関連計画を一体化した、佐倉市の地域性を尊重した健康増進計画を策定。</p>
24	<ul style="list-style-type: none"> ●上記例に係る所見 一●上記諸課題に関する基本的な考え方 	<ul style="list-style-type: none"> ●上記例に係る所見 	<ul style="list-style-type: none"> ●上記諸課題に関する基本的な考え方
34,49	<p>「□障害理解の促進に関する啓発」を削除し、P49の「□障害理解促進に係るイベントの開催」をP34に移動</p> <p>障害理解促進に係るイベントの開催は、障害者への関心と理解を深めるためのものであることを考えると、地域の交流の場づくりというよりは人権教育・啓発の推進に該当すると考えるため</p>	<p>P34</p> <p>□障害理解の促進に関する啓発</p> <p>P49</p> <p>□障害理解促進に係るイベントの開催</p>	<p>P34</p> <p>□障害理解促進に係るイベントの開催</p>
42	<p>□ご近所の関係づくりや孤立を防ぐ地域づくりの啓発（内容の説明文）</p> <p>～誰も排除しない地域づくりを進めます。</p> <p>→ ～誰一人取り残さない地域づくりを進めます。</p>	<p>～誰も排除しない地域づくりを進めます。</p>	<p>～誰一人取り残さない地域づくりを進めます。</p>
51,81	<p>介護支援専門員等資格取得補助者数は、「介護人材資格取得支援事業補助金」の対象者数であるが、本補助制度は令和5年度に創設したものであり、現状（令和4年度）は制度がないため、“0”では実績がなかったと誤解されるので、“-”とした方が良いと考えるため。</p>	<p>介護支援専門員等資格取得補助者数（現状） 0人</p>	<p>介護支援専門員等資格取得補助者数（現状） -</p>
59	<p>「地域包括ケアシステム」は、各種の高齢者福祉制度による「生活の仕組みづくり」といった理念的なものであるため、指標の設定が非常に難しいところがあります。（極端なことを言えば、この中に縫合される制度の指標が全て該当します。）</p>		<p>「□※地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み」の項目を削除</p>

ページ	意見等	修正前	修正後
60	□ゲートキーパーの養成 用語補足の「養成研修対象者」の修正 養成研修対象者につきましては、社会情勢や自殺者等の傾向など毎年検討する中で、対応しております。そのため、主な対象と思われる職員、教職員、市民等という記載の方法をお願いしたいと思います。	(養成研修対象者) 職員、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、地域包括支援センター職員、教職員、各種相談員、市民	(養成研修対象者) 職員、教職員、市民等
	(指標) ゲートキーパーの養成研修開催数 (現状) 年1回 → 年3回 (目標) 年1回以上(維持) → 年2回以上 ゲートキーパー養成研修開催数のところで、現状と目標について、現状は年3回程度実施しており、令和6年度からの佐倉市健康増進計画 健康さくら21(第3次)の目標では、「年2回以上」とするためです。	(現状) 年1回 (目標) 年1回以上(維持)	(現状) 年3回 (目標) 年2回以上
65,83	ヤングケアラーに特化して相談窓口を設置、充実等を図るような印象を与えかねないので(現在その予定はない)、内容の部分と合わせ、「など」を追記してほしい。令和5年3月に改訂した第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画(令和4年度中間見直し)においても、相談窓口の充実については「虐待や貧困、ヤングケアラーなど、困難な状況にある子どもや家庭を…」と記載。表現を合わせたい。	□※ヤングケアラーについての相談窓口の充実と支援人材の育成	□※ヤングケアラーなどについての相談窓口の充実と支援人材の育成
72	用語説明 ※生活支援コーディネーター 各圏域に…包括支援センターに →各圏域に…地域包括支援センターに	各圏域に…包括支援センターに	各圏域に…地域包括支援センターに
75	□自ら相談機関に向くことが困難な場合等に対応する相談支援体制の整備指標の現状について、“0”では実績がなかったと誤解されるので、“-”とした方が良く考えるため。	・「(仮称)生活困窮者相談員」訪問件数(現状)0件 ・「(仮称)生活困窮者相談員」繋ぎ件数(現状)0件	・「(仮称)生活困窮者相談員」訪問件数(現状)- ・「(仮称)生活困窮者相談員」繋ぎ件数(現状)-
90	●子育て支援センター、連携の部分(最後尾の文を修正) 修正後では「子ども家庭センターの設置」を行うとの印象を与えかねませんが、これも子ども・子育て支援事業計画改定版と表現を合わせたいです。(実際には今後設置方向で協議中ですが、計画に掲載するのはまだ早計かと思えます)	両機能を一体的に運営することにより、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない対応を行います。	両機能を一体的に運営し、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない支援体制を強化するため、設置に向けた検討を進めます。